

岩手県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
有限会社ミドリ薬局日詰店	紫波郡紫波町北日詰字八反田52番地	紫波郡紫波町日詰駅前一丁目8番4	平成24年3月31日
公益社団法人岩手県看護協会 立二戸訪問看護ステーション	二戸市福岡字川又47番地	二戸市福岡字八幡下11番地1	平成25年3月18日